

審議会委員から提出された意見の処理状況について

資料 3

1 意見の提出数(件数)                      6人(35件)

2 意見の処理状況

項目 処理区分		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	計
		「第1章 災害廃棄物処理計画の概要」について	「第2章 組織及び協力支援体制」について	「第3章 災害廃棄物処理」について	「第4章 その他」について	素案全体について	
A	意見の趣旨等を反映し、計画(素案)に盛り込むもの	2件		5件		4件	11件
B	意見の趣旨等は、計画(素案)に盛り込み済みのもの	3件	1件		1件	3件	8件
C	計画(素案)には盛り込まないもの						0件
D	具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	1件				2件	3件
E	その他要望・意見等	3件	2件	3件	3件	2件	13件
計		9件	3件	8件	4件	11件	35件



## 審議会委員から提出された意見の処理状況について

番号	項目	委員からの意見等の概要	処理状況	処理区分	素案掲載ページ
1	(1)	概要版P2(3)水害 表の内訳全てに単位の「棟」を入れ、全体の表と同じにした方が分かりやすい。	ご指摘のとおり改めました。	A	P8
2	(1)	平時から市民のできること「日頃からごみをためこまない」とあるが、これについて実効性のある対策を「ごみを減らす」の中に盛り込んだ方がよいと思います。	ご指摘を踏まえ、第1章「災害廃棄物処理計画の概要」—第2節「基本的な事項」—「4. 市・市民・事業者の役割」での市民の取組として、「災害廃棄物発生抑制への工夫」を「こまめにごみを出す」に改めます。	A	P11
3	(3)	概要版P6(2)ルート作成・収集運搬について 市内14地域毎に→市内14地域(P8の②表参照)毎にとするとわかりやすい。	ご指摘のとおり改めました。	A	
4	(3)	概要版P9②連携協力→②連携協力「(第2章組織及び協力支援体制)」 素案と同じにした方がよい。	ご指摘のとおり改めました。	A	P51
5	(3)	概要版P9(2)簡易トイレの…被災者に給与します。→被災者に配布します。 が正しい。	ご指摘のとおり改めました。	A	P52
6	(3)	P43オについて、生ごみ、有害ごみ、引火性のものはどのようにしておくのかを明示するべき。処理方法を確立するべき。	ご指摘を踏まえ、第3章「災害廃棄物処理」—第1節「災害廃棄物処理」—「7. 仮置場」に、『※生ごみは最寄のごみステーションへ、有害ごみ、引火性のものは「第3章 災害廃棄物処理 第2節 各災害廃棄物への対応 6. 有害物質含有廃棄物等の対応」を参照』を記載することとします。	A	P43
7	(3)	P52(1)①生活用水 風呂の残り湯について、「平時から」とはどのような意味ですか？市民何を求めているのか。文がおかしいと思います。	ご指摘を踏まえ、第3章「災害廃棄物処理」—第2節「各災害廃棄物への対応」—「2. し尿処理」での「平時から風呂の残り湯利用」を「日頃から風呂の残り湯の活用」に改めます。	A	P52
8	(5)	概要版P12(4)火災対策の「仮置場」→「一次仮置場」 にした方がよい。	ご指摘のとおり改めました。	A	P75
9	(5)	素案P8①想定風水害と被害規模(表1-2)の内訳欄へ単位である「棟」を入れる。	ご指摘のとおり改めました。	A	P8
10	(5)	素案P35表3-14の箇所数の 181箇所→181箇所(186ha) 3箇所→3箇所(18ha) にすべきと思う。	ご指摘のとおり改めました。	A	P35

番号	項目	委員からの意見等の概要	処理状況	処理区分	素案掲載ページ
11	(5)	素案P4.4④市民仮置場の把握等について、住民等が最初に搬出される場所として、市公園等が考えられるが、町内会と協議し、道路上への搬出は運搬車両の通行不能にさせないよう指定場所を事前に定めておくとういと思う。	第3章「災害廃棄物処理」－第1節「災害廃棄物処理」－「7. 仮置場」の表3－14に、市民仮置場の主な場所として「ごみステーションや公共の空き地等」に改めます。これに合わせ、欄外に「※迅速な収集・運搬のため公道等にはみ出さないよう配慮すること。」を記載します。	A	P35
12	(1)	(3)水害…平成5年鹿児島豪雨災害の参考とされているが、近年100mm越えの豪雨も増えています。今のところ、当時に越える大雨災害はないか、100mm越えも想定していないでしょうか。	平成5年の鹿児島豪雨では、時間最大雨量がほぼ100mm(99.5mm)に達しており、第1章「災害廃棄物処理計画の概要」－第2節「基本的な事項」－「1. 想定災害」及び第3章「災害廃棄物処理」－第1節「災害廃棄物処理」－「2. 災害廃棄物発生量」に、その被害規模と災害廃棄物発生量推計値を盛り込んでいるところです。	B	P8、25
13	(1)	「第1章 災害廃棄物処理計画の概要」について 当方の身内が熊本震災にて被災した折、支援に何回か参りました時の状況、想像を絶するもので、家屋や事業所などより廃棄物が道路に延々と出されていました。グラウンドや他に集積地を用意しましたが、余りにも大量であることで、集積地がすぐに満タンになり、行き場を失い長期間放置状態になったこと。分別どころの状況ではなかったこと、ゴミ搬出車渋滞が一日中起こったこと。放置により、腐敗臭がひどく状況が一層深刻になったこと。 大切なことは、水害、地震などの場合は想定以上のゴミが出ること。集積地、搬出、処理まで相当なシミュレーション、準備をする必要があると感じました。	仮置場候補地については、被災状況(災害の規模・種類、被災場所、災害廃棄物発生量等)に応じて、最適な場所を迅速に開設できるよう、幅広く選定しております。	B	P34
14	(1)	起こりうる災害を想定して対象とする廃棄物は環境省の指針をもとにしていることがわかりました。基本方針で処理方法に資源化に努めると記載がありましたが、災害廃棄物の中でどのように資源化として処理するのか、またできるのか気になりました。役割については市民がこの事業について本当に認識して市民にも役割があることを知ってほしいと感じました。	第3章「災害廃棄物処理」－第1節「災害廃棄物処理」－「6. 処理フロー」に、災害廃棄物処理フローの作成例を記載しており、具体的には発災後に策定する災害廃棄物処理実行計画において定めることとしております。	B	P32、33
15	(2)	各県各自治体にもこのような災害廃棄物処理計画を策定し、その中で広域連携については同じように連携することになるかと思えます。鹿児島市も各自治体と同じように連携体制を取ってほしいと思えます。また支援・受援体制についても同様をお願いしたいと思います。	第2章「組織及び協力支援体制」－第2節「広域連携(関係機関、民間事業者等)」－「1. 関係機関等との連携」に、本市のみでの災害廃棄物処理が困難な場合、県内外を始め、九州ブロックや他ブロックなども含む広域連携について盛り込んでおります。	B	P19、20
16	(4)	環境対策についてはぜひ保全策をお願いしたいと思います。保全措置や防止措置、市民への情報提供等大変かと思いますが、必要なことと思いますので、よろしくお願いします。	第4章「その他」－「1. 環境対策、モニタリング、土壌調査、火災対策」に、環境対策等を盛り込んでおり、モニタリングを通じて住民等へ情報提供することとしております。	B	P72～75
17	(5)	災害で発生する廃棄物の処理は大変だと思います。また今思うことは太陽光発電パネルの処理です。東北震災や熊本震災時にパネルの処理の報道がされていました。パネルは通電しているので家屋が倒壊した際に触れると感電するというような情報もありました。国が推奨して太陽光パネル設置が進んでいる経緯があります。有害物質含有廃棄物になるのかはわかりませんが、そのことも明確に記載していると助かります。東北震災や熊本震災時のパネルの処理はどのようになったのでしょうか。 また計画が決まりましたら市民に周知する方法も検討してほしいです。	第3章「災害廃棄物処理」－第2節「各災害廃棄物への対応」－「6. 有害物質含有廃棄物等の対策」に、太陽光パネルの取扱いについて記載しているところです。また、策定後は市ホームページ等を通じて周知してまいります。	B	P65、66
18	(5)	素案P36(4)一次仮置場の分別レイアウト例があるが、全184箇所毎に分別レイアウトを事前にわかりやすいよう入口に看板表示した方が災害が発生した時に役立つと思う。	仮置場への標識設置については、第3章「災害廃棄物処理」－第1節「災害廃棄物処理」－「7. 仮置場」に、案内看板や分別配置図の掲示等を盛り込んでおります。	B	P36

番号	項目	委員からの意見等の概要	処理状況	処理区分	素案掲載ページ
19	(5)	市民が行うことが明確になればと思います。	第1章「災害廃棄物処理計画の概要」－第2節「基本的な事項」－「4. 市・市民・事業者の役割」に、平時と大規模災害発生時の市民の役割を盛り込んでいるところです。	B	P11
20	(1)	「第2章 組織及び協力支援体制」について地方のゴミ処理に対する厳しい制約で分別及び量はいちじるしく良の状況になっていると推察いたします。大切なことはゴミを出す側の意識モラルを向上させて実行していく環境を作っていくことだと思います。ありとあらゆる機会、場面より広報、伝達活動を充実させていくことに力を入れていくことから初めていくことが第一だと思います。	ご意見として承ります。平時からごみの分別意識の向上を図ってまいります。	D	
21	(5)	市民に関する事項をまとめて掲載する。(例) 平時、災害発生時に行うことをゴミカレンダーの表紙に載せると良いと思います。	災害廃棄物関連の周知・広報については、今後検討してまいりたいと考えております。	D	
22	(5)	鹿児島市民、環境への配慮等が災害廃棄物処理計画の要点だと感じます。災害は起こる前提として災害廃棄物に関して想定される事象を具体的に市民に認識してもらふ取組が必要だと思います。対応が困難な状況(ワースト)、(ベター)、(ベスト)と大きく3つに分類して起こりうる事象を市民に周知する。災害時の不安な状況を考えておく事が災害廃棄物処理計画にも役立つのではと思います。	本計画では、国の災害廃棄物対策処理指針や県の災害廃棄物処理計画等を参考に本市の地域特性を踏まえ、最大規模の被害が想定される災害を想定災害とし、これらの災害によって発生する災害廃棄物の発生量の推定、組織体制、収集運搬計画を定めたとところです。ご意見は今後の参考とさせていただきます。	D	P4~8
23	(1)	3基本方針(3)処理方法 最終処分場・焼却施設等の設置許可等の規制緩和等を実施して災害廃棄物の発生に備える必要性もあると思います。	最終処分場等の設置許可等の規制緩和等については、関係法令等の整備が必要であることから課題が多いものと考えております。ご意見は今後の参考とさせていただきます。	E	P10
24	(1)	①H5.8.6水害の廃棄物処理はどの位時間がかかったのでしょうか。	平成5年の8・6水害とその後の台風13号による災害廃棄物は翌日から収集を開始し、横井埋立処分場への搬入量が通常ベースに戻ったのは、翌年の6月でございました。	E	
25	(1)	②H22.3.11東日本大震災の廃棄物の処理、その他平成の間に起こった災害(その他)は資料P30に載っていますが、H30広島、岡山は現在も継続中ということですね。	平成30年7月豪雨にあたり、広島県及び岡山県が作成した災害廃棄物処理実行計画によりますと、災害廃棄物の処理所要期間として、広島県では1年5か月間、岡山県では2年間でそれぞれ終了することとしており、現在も処理に取り組んでいるところです。	E	P30
26	(2)	P23受援の仕組み①広域連携体制の構築、検証等と②本計画の実行性の検証はどのように違うのでしょうか。又、②について誰がどのように検証するのでしょうか。	環境対策部を中心に関係各課で検証します。	E	
27	(2)	概要版P4災害廃棄物対策における内部組織体制図の後に「2. 各班の業務内容」「3. 情報管理体制」の主要文章を入れた方がわかりやすい。	概要版については内部組織体制の記載は簡略化し、第2章「組織及び協力支援体制」－第1節「組織体制と業務内容」－「2. 各班の業務内容」及び「3. 情報管理体制」については省略しているところでございます。	E	

番号	項目	委員からの意見等の概要	処理状況	処理区分	素案掲載ページ
28	(3)	降灰、軽石等は発生量の推計には含まれていないが、もし桜島が大爆発した際の灰の処理はどうなるでしょうか。	降灰、軽石への対応については、本市危機管理局が策定する大量軽石火山灰計画にて定めることとなっております。	E	
29	(3)	P43④周知広報の方法、通常的手段では伝わらない。	マスコミ等あらゆる手段を用いて周知広報を図ってまいります。	E	
30	(3)	廃棄物の発生量が災害別ごとに記載してありましたが、このデータがどのくらいの量なのか全くイメージがわかりませんが、おそらくすごい量になるのだろうと思います。その量の処理スケジュールから考えると大変な作業になるのでは、その大変さがこの概要版から感じとれずせっかくの資料なのだと思います。自治体が作業しやすいようにやはり市民の廃棄物の出し方は協力すべきこと、役割を認識しなければならぬとあらためてこの資料をみて思いました。	ご意見として承ります。	E	
31	(4)	P76コーディネーターとなる専属職員が必要だと思えます。	第4章「その他」－「3. ボランティアの活用について」に、職員が得た知識経験を他の職員にフィードバックするため、講師等としての活用等により情報共有や職員の能力向上を図ることとしております。コーディネーターとなる専属職員の配置はご意見として承ります。	E	P77
32	(4)	職員への教育等やボランティアの活用についてはかねてから内容等の把握をしっかりともらいたいと思えます。	ご意見として承ります。	E	P76、77
33	(4)	職員への教育も実施するという事なので、自治体ではそれぞれの部署でそれぞれの役割部署において連携をお願いしたいと思います。	ご意見として承ります。	E	
34	(5)	平時の備えや応急対策についても基本的な考え方はよく記載されていると思います。それを市民にどのように広報伝達していくのが課題になるような気がします。災害が起きた時は混乱するのでしょうか。最小限におさえられるよう私たち市民にも意識づけをしなければいけないと思います。	ご意見として承ります。	E	
35	(5)	素案P33鹿児島湾直下地震…図3-4のフロー図に喜入地域の原油備蓄基地のタンク炎上災害に対する処理フロー図を明示した方がよいと思う。	本計画は国の指針等を参考として策定しており、石油基地における火災油の流出については対象となっていないところでございます。	E	